

(様式5 実施結果の公表)

第2期桜川市障害者計画・第4期桜川市障害福祉計画
のパブリックコメントの実施結果

平成27年2月24日

桜川市保健福祉部社会福祉課

■意見集計結果

平成27年1月16日から2月14日までの間、第2期桜川市障害者計画・第4期桜川市障害福祉計画について、意見募集を行なった結果、2人から4件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考えをまとめましたので公表します。

提出方法の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人 数
直接持参	1 人
郵便	1 人
電子メール	人
ファクシミリ	人
その他	人
合 計	2 人

■意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 計画の具体的な策定・実施にあたっての障害者本人・家族の参加の有無 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	高齢者や障がい者(児)にやさしい施設やまちづくりには莫大な費用がかかり、せつかくつくっても使いにくいものが多々あります。また、ちょっとした工夫で解消できるものもあります。障がい者本人、家族にも直接かかわる機会が与えられたら、よりニーズに近づけると思います。	1 件	障害者計画・障害福祉計画の策定につきましては、計画策定委員会に障がい者福祉団体の代表の方にも委員になっていただき、計画づくりのため、ご審議いただきまいりました。 また、施設等につきましては、今後新設していくことは難しい状況にあり、現存する施設等を有効かつ長期的視野にたって活用していかねばなりません。施設等を利用していくうえで気づいた点につきましては、ご提案いただき、皆様がより使いやすい施設等としていくよう検討してまいります。

○ 《第1部》計画の策定にあたって 《第2章》障害のある人を取り巻く現状
《第3節》アンケート調査結果より について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
2	個々の障がい者のニーズにどこまで近づけるかが重要であり、P.33、34の差別や嫌がらせの具体例はどのようなものがありますか。いつ、どこで、どのような差別や嫌がらせがあったのか、また、常時あるのかが見えなければ、具体的な解消策は見出せないのではないのでしょうか。	1件	今回の計画の策定にあたり行いましたアンケート調査では、具体的な差別等の事象に対する回答は求めませんでした。 差別等につきましては、個々の感じ方や受け取り方に差異があるため、情報提供や相談があった場合には、状況を把握したうえで、その対応策を講じてまいります。

○ 《第4部》計画の推進 《第1章》計画の推進に向けて 《第2節》連携・協力の体制づくり について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
3	障がい者(児)の人口比は極めて低く、特に可動に困難な障がい者(児)は孤立しているのが現実だと思います。近隣市町村と連携し、障がい者(児)や家族が参加できるような機会を与えてほしい。また、障がい者のためのホームページをつくり、情報を提供し、安心して生活できるようにしてほしい。	1件	本市におきましては「桜川市心身障害児(者)父母の会」や「桜川市身体障害者福祉協会」等といった、障がいのある方やその保護者を対象とした会があり、日常生活の向上を図るための交流の場となっています。 県においても、障がいのある方を対象としたスポーツ大会や「ナイスハートふれあいフェスティバル」等も行われており、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動を通じた交流が図られています。 また、災害時等、障がいのある方など避難時に特別の配慮を必要とする方(要支援者)への対応については、本計画におきましても要支援者の把握や福祉施設との連携推進などを基本方針に据えています。その中で障がいのある方に限らず市民の皆様のご協力をいただけるよう周知方法につきましても検討を重ねてまいります。

○ 障害児への福祉サービスの充実 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
4	<p>桜川市内には、障がい児の利用できる日中一時支援や放課後デイサービスの利用可能な事業所が少なく、定員オーバーで利用できない時もあり、送迎サービスのある市外の事業所の利用も始めました。筑西市や結城市では、放課後デイサービス、就労支援施設、自立訓練等の事業所が年々増えていきます。市内にも障がい児の利用できる事業所ができることを望みます。</p>	1件	<p>ご意見をいただきましたように、市内に障がいのある児童の利用できる施設の数少なく、他市町村にある施設にもご協力をいただきサービスの提供を行っているところです。現時点では、現在ある社会資源を十分に活用し、障がいのある児童のニーズに合った福祉サービスの提供に努めてまいります。</p>